

久万高原町介護保険事故報告事務取扱基準

（目的）

第1条 この基準は、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）、愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第64号）、愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第65号）、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年愛媛県条例第66号）、久万高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年久万高原町条例第1号）及び久万高原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年久万高原町条例第2号）（以下これらを「運営基準」という。）等の規定に基づき、本町の区域内において介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が実施する介護サービスの提供により発生した事故を把握するとともに、事業者による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援することにより、介護サービスの質の向上と安心してサービスが利用出来るサービス提供体制の確立を目指すことを目的として、町への事故報告の手続きを定める。

（事業者の範囲）

第2条 事故報告を要する事業者の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 介護保険施設
- （2） 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び各基準該当サービス事業者
- （3） 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び各基準該当居宅介護支援事業者
- （4） 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者

（報告すべき事故の範囲）

第3条 事業者が町へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。なお、報告対象とする事故は、過失の有無を問わない。

- （1） サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷、失踪した場合
 - ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。
 - イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。ただし、病気死亡であっても死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。
 - ウ 「負傷」とは、医師の保険診療を要したものとする。ただし、医師の保険診療を要しなくとも、負傷により利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。
 - エ 「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察・消防署及び公共機関に捜索願が出された場合とする。

- (2) 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ届出が義務付けられている事由が発生した場合
- (3) 職員の法令違反、不祥事等により利用者の処遇に影響がある場合
- (4) 震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響がある場合
- (5) その他、家族等から苦情が出ている場合等、町が報告の必要があると認めた事故が発生した場合

(報告の手順)

- 第4条 事業者は、前条に定める事故が発生した場合、介護保険事故報告書（様式第1号）により、できる限り速やかに（3日以内）第1報を町保健福祉課高齢者福祉係に報告する。ただし、死亡事故等緊急性・重大性の高いものは、電話等により事故の状況等の報告を行った後、介護保険事故報告書（様式第1号）により報告を行うこと。ただし、貸与福祉用具利用時の事故の場合は、介護保険事故報告書（様式第2号）により報告する。
- 2 事業者は、事故発生後概ね2週間以内に、介護保険事故報告書（様式第1号）により、第2報を町保健福祉課高齢者福祉係に報告する。第2報は、第1報後の対応・経過及び事故の原因・発生防止に関する今後の対応・方針等を記載する。なお、第2報の時点で、当該事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを再発防止に向けての今後の対応・方針欄に記載する。ただし、貸与福祉用具利用時の事故の場合は、介護保険事故報告書（様式第2号）により報告する。
- 3 事業者は、事故処理の経過について、必要に応じて随時電話等で町へ連絡する。また、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を町へ報告するとともに、事故処理が完結した時点で報告する。
- 4 事故報告時、または事故報告後、事業者は、必要に応じて町から求められた資料を提出する。

(事故発生時の対応)

- 第5条 事業者は、速やかに町及び利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- 2 町は、事業者から事故の報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

(事故後の対応)

- 第6条 事業者は、事故が発生した場合、事故が生じた原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、従業者に再発防止策を周知徹底すること。

(その他)

- 第7条 この基準に定めるもののほか、事故報告に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成１７年１２月１日から実施する。

平成２５年７月１日一部改正

令和７年１月１日一部改正